

答申第 183 号

平成 16 年 7 月 12 日

神 奈 川 県 人 事 委 員 会
委員長 齊 藤 毅 憲 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 6 月 12 日付けで諮問された特定の事案に係る口頭審理内容に関する文書一部非公開の件（諮問第 258 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の事案に係る口頭審理内容に関する文書のうち、不服申立ての対象となった情報は、別表に掲げる部分を除いて、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が、平成15年5月20日付けで、特定の事案に係る口頭審理内容に関する文書(以下「本件行政文書」という。)を一部非公開とした処分のうち、次に掲げる部分を除く部分を非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

ア 審査請求人及び審査請求人補佐人の氏名

イ 証人の住所

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、人事委員会が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号に該当するとした本件処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 本事案の口頭審理は、公開で行われたものであり、その日時、場所を事前に承知していた者に対し、傍聴人として臨場を認めたものである。それゆえ、基本的にすべて公開すべきである。

イ 本事案の口頭審理の証人は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の命令により、公務として出席したものであり、その職名、氏名及び発言内容は、基本的にすべて公開すべきである。

ウ 本事案の口頭審理の処分者側代理人は、教育委員会の命令により、公務として公的機関の代表者として、同審理に参加し、発言したのであるから、その発言内容は、基本的にすべて公開すべきである。

エ 前記イ、ウのほか、公務として本事案に関わった者、その作成した文書等の具体的名称も基本的にすべて公開すべきである。

3 実施機関（人事委員会事務局給与公平課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

（１）本件行政文書について

本件行政文書は、特定の事案に関し、平成13年7月11日に行われた口頭審理に関する文書であり、本件行政文書に記載された次の情報は非公開とした。

ア 審査請求人及び審査請求人補佐人の氏名

イ 証人の氏名、住所及び職業

ウ 口頭審理に出席した審査請求人、処分者代理人、証人及び審査長の発言の一部

（２）条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

（ア）審査請求人及び審査請求人補佐人の氏名並びに証人の氏名、住所及び職業は個人を識別できる情報である。

（イ）審査請求人の発言には、審査請求人及び証人の思想及び個人の人格と密接に関連する個人情報等、極めてプライバシー性の高い個人情報等が含まれている。

（ウ）証人の証言には、審査請求人及び証人の思想及び個人情報、審査請求人に対する証人の評価等、極めてプライバシー性の高い個人情報等が含まれている。

（エ）処分者代理人及び審査長の発言には、上記（イ）及び（ウ）と同様に、当該事案に対して、審査請求人及び証人等の極めてプライバシー性の高い個人情報等が含まれている。

（オ）以上のとおり、前記（ア）から（エ）までの情報には、個人が識別され、又は公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものが含まれており、その部分については、条例第5条第1号本文に

該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 本件行政文書は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」及び同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」には該当しない。

(イ) 本件口頭審理は、審査請求人からの請求により、公開により行われたものであるが、不利益処分の不服申立制度における口頭審理の公開は、裁判の公開と同様、審理の公正を確保する目的で行われるものである。ゆえに、その限度において、審理当日に当該審理を受けた者のプライバシーが明らかになるなど一定の不利益を受けることはあるが、それを超えてまで、個人の思想、人格、名誉及び信用等に関わる口頭審理の内容が広く一般に公表されるべきものではない。

したがって、口頭審理が公開で行われていることを理由に、本件行政文書が、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとはいえず、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

(ウ) 公務員等の情報であっても、人事管理上保有する、職員等の健康や休暇、身分取扱いに関する情報は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報には含まれない。したがって、処分者代理人が本件口頭審理において、職務として発言したとしても、その発言内容は、条例第5条第1号ただし書ウには該当しない。

また、証人が公務員であったとしても、口頭審理におけるその証言は、あくまでも証人としての立場で行っているものであるから、証人の氏名及び証言内容は、同号ただし書ウには該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会

審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の事案に関し、平成 13 年 7 月 11 日に行われた口頭審理に関する文書である。

(3) 本件不服申立てについて

本件不服申立ての対象は、非公開とされた情報のうち、次に掲げる部分であると認められる。

ア 証人の氏名（印影を含む。）及び職業

イ 口頭審理に出席した審査請求人、処分者代理人、証人及び審査長の発言の一部

以下、不服申立ての対象とされた情報について検討する。

(4) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報に明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

- a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下の判断に当たって、特に必要と認められた場合に限って、この点について触れることとする。

(ウ) 本件行政文書において非公開とされた情報のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

- a 証人の氏名及び職業(職名)
- b 口頭審理に出席した審査請求人、処分者代理人、証人及び審査長の発言のうち、次に掲げる部分
 - (a) 審査請求人が識別される部分
 - (b) 証人が識別される部分
 - (c) 審査請求人が所属していた高校(以下「本件高校」という。)の前校長、歴任教頭及び教諭の氏名
 - (d) 本件高校以外の高校(以下「その他高校」という。)の校長の氏名
 - (e) 教育委員会担当課の職員の氏名及び職名(以下「担当課職員の氏名及び職名」という。)
 - (f) 特定の県の機関の所属長の氏名及び職名(以下「県機関の所属長の氏名及び職名」という。)
 - (g) その他の個人の氏名

(エ) 本件行政文書のうち、審査請求人の証人に対する評価等及び審査請求人の父の病状に関する情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものとして保護すべき情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、

条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(オ) 本件行政文書のうち、審査請求人に対する評価等に関する情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であるが、審査請求人は、自らの要請で公開による口頭審理を行っていることから、本諮問案件においては、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。したがって、当該情報は、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

(カ) 本件高校名及び本件高校が識別され得る情報は、当該情報が公開された場合には、前校長及び歴任教頭が識別される可能性があると考えられる。したがって、本件高校名及び本件高校が識別され得る情報は、容易に取得し得る他の情報とを照合することにより特定の個人が識別され得ると認められるので、当該情報は条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(キ) その他高校のうち、かつて審査請求人が在職していた高校名及び教頭という職名とともに記載されている高校名は、当該高校名が公開された場合には、審査請求人が識別される可能性があると考えられる。また、その他高校のうち、校長という職名とともに記載されている高校名は、当該高校名が公開された場合には、当該校長が識別される可能性があると考えられる。したがって、これらの情報は、容易に取得し得る他の情報とを照合することにより特定の個人が識別され得ると認められるので、当該情報は条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア又

はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

- a 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。
- b 本件口頭審理は、審査請求人からの請求により、公開により行われているが、審理の公開は、裁判の公開と同様、審理の公正を確保するために実施されているものである。その限度において、当該審理を受けた者のプライバシーが明らかになるなど一定の不利益を受けざるを得ないが、それを超えて、個人の名誉や信用に関わる当該事案の内容が一般的に公表されるべきものであるとまでは認められない。したがって、本件口頭審理が公開で行われていることを理由に、本件行政文書が、直ちに同号ただし書イに該当すると判断することはできない。

以下、同号本文に該当すると判断した前記ア(ウ)(エ)(カ)及び(キ)の情報について、個別に同号ただし書イに該当するか判断する。

- c 本件口頭審理の公開に係る公告においては、事案名、日時、場所及び傍聴人数を周知するに留まり、審査請求人の氏名については、公告されていないことが認められる。したがって、審査請求人の氏名は慣行として公にされておらず、又は公にすることが予定されていない情報であり、審査請求人が識別される部分も同様である。よって、審査請求人が識別される部分は同号ただし書イに該当しないと判断する。
- d 証人のうち、本件口頭審理において証言した証人(以下「本件証人」という。)は、公務員であり、教育委員会から教育委員会側証人として尋問する旨の通知を受け証人として出席したことが認められる。また、その証言内容は、本件口頭審理のもととなる原処分に関するものであり、公務員の職務の遂行に関して記載された情報であると認められる。公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、職員

録等により公にされていることから、本件証人の氏名及び本件証人が識別される部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、同号ただし書イに該当すると判断する。

また、印影についても、氏名と一体のものと考えられることから、同号ただし書イに該当すると判断する。

- e 本件高校の前校長及び歴任教頭の氏名は、本件高校の管理職にある職員の氏名であり、審査請求人の管理監督者としての職務の遂行に関して記載されたものに過ぎず、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、本件高校の前校長及び歴任教頭の氏名並びに本件高校名及び本件高校が識別され得る情報は、同号ただし書イに該当すると判断する。
- f 本件高校の教諭の氏名は、審査請求人と同一の高校に所属していたため記載されたものに過ぎず、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。したがって、同号ただし書イに該当しないと判断する。
- g その他高校の校長の氏名は、審査請求人又は証人の発言に含まれているため記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。したがって、その他高校の校長の氏名及び当該高校名は、同号ただし書イに該当しないと判断する。
- h 担当課職員の氏名は、審査請求人の人事管理を担当する職員としての職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当すると判断する。
- i 県機関の所属長の氏名は、職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当すると判断する。
- j その他の個人の氏名は、慣行として公にされておらず、又は公にすることが予定されていない情報であり、同号ただし書イに該当しないと判断する。

k 本件行政文書に記載されているその余の情報については、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

b 本件証人は、本件口頭審理のもととなる原処分に関して、審査請求人の管理監督者としての職務の遂行について証言しており、本件証人の職業（職名）は、審査請求人の管理監督者としての職務の遂行に関して記載されたものと認められるため、同号ただし書ウに該当すると判断する。

c 担当課職員の職名については、審査請求人の人事管理を担当する職員としての職務の遂行に関して記載されたものであるため、同号ただし書ウに該当すると判断する。

d 県機関の所属長の職は、公務員の職務の遂行に関して記載されたものであり、同号ただし書ウに該当すると判断する。

e 本件行政文書に記載されているその余の情報については、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(5) 条例第6条第1項該当性について

ア 条例第6条第1項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」は非公開情報に係る部分を除いて、公開しなければならないと規定している。

イ 本件行政文書については、当審査会が前記(4)において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 表

頁	該当部分
1	29 行目 6 文字目から 9 文字目まで 29 行目 12 文字目から 15 文字目まで
7	31 行目 18 文字目から 19 文字目まで
13	20 行目 23 文字目から 24 文字目まで
14	22 行目 9 文字目から 11 文字目まで 28 行目 4 文字目から 29 行目 18 文字目まで
16	32 行目 34 文字目から 33 行目 1 文字目まで 33 行目 30 文字目から 31 文字目まで 34 行目 6 文字目から 7 文字目まで
19	18 行目 8 文字目から 20 行目 8 文字目まで
21	5 行目 26 文字目から 27 文字目まで 11 行目 10 文字目から 18 文字目まで 11 行目 24 文字目から 27 文字目まで 13 行目最初から 6 文字目まで
30	5 行目 4 文字目から 5 文字目まで 5 行目 10 文字目から 13 文字目まで
31	26 行目 20 文字目から 27 行目 29 文字目まで
33	1 行目 7 文字目から 4 行目 8 文字目まで 6 行目 3 文字目から 7 行目 3 文字目まで
34	4 行目 8 文字目から 10 文字目まで 4 行目 22 文字目から 24 文字目まで 22 行目 3 文字目から 7 文字目まで
35	3 行目 27 文字目から 28 文字目まで 29 行目 3 文字目から 4 文字目まで

36	17 行目 32 文字目から 18 行目 20 文字目まで
39	31 行目 19 文字目から 32 行目 15 文字目まで

備考 1 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考 2 文字数は当該行の記載のある文字について左から数えたものである。

句読点及び記号等の表記も一文字として数える。ただし、行頭の「 」を除く。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 6 月 12 日	諮問
6 月 16 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7 月 16 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
7 月 22 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7 月 30 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 16 年 3 月 22 日 (第 32 回部会)	審議
4 月 12 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
4 月 14 日 (第 33 回部会)	審議
6 月 14 日 (第 34 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 16 年 7 月 12 日現在) (五十音順)

